

令和7年定例会8月会議

豊浦町議会会議録

令和7年8月20日（水曜日）

午後1時30分 再開

午後1時47分 散会

令和7年定例会8月会議
豊浦町議会会議録

令和7年8月20日（水曜日） 午後1時30分 再開

◎議事日程（第1号）

再開宣告

開議宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議会運営委員長報告

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第41号 令和7年度豊浦町一般会計補正予算（第2号）について

日程第5 議案一括上程

議案第42号 令和6年度豊浦町各会計決算の認定について

議案第43号 令和6年度豊浦町国民健康保険病院事業会計決算の認定について

議案第44号 令和6年度豊浦町簡易水道事業会計決算の認定について

議案第45号 令和6年度豊浦町公共下水道事業会計決算の認定について

散会宣告

◎出席議員（8名）

議長	8番	勝木嘉則君	副議長	7番	石澤清司君
	1番	大高一敏君		2番	小川晃司君
	3番	阿部和之君		4番	大里葉子君
	5番	渡辺訓雄君		6番	宇川裕哉君

◎欠席議員（0名）

◎説明員

町	長	杉谷佳昭君				
副	町	長	沼舘靖展君			
教	育	長	葛西正敏君			
代	表	監	査	委	員	菅野厚志君
総	務	課	長	石川壮輔君		
企	画	財	政	課	長	本所淳君
建	設	課	長	佐藤一貴君		
国民健康保険病院事務局	長	高橋美香君				

◎事務局出席職員

事
書

務

局

長
記

荻野貴史君
佐藤基君

貴

史

君

基

君

◎再開宣告

○議長（勝木嘉則君） 皆さん、こんにちは。

本日 8 月 20 日は休会の日ではありますが、議事の都合により、定例会 8 月会議を再開いたします。

なお、ただいまの出席議員は 8 名であり、法第 113 条の規定による定足数を満たしております。

よって会議は成立いたします。

◎開議宣告

○議長（勝木嘉則君） これより、本日の会議に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（勝木嘉則君） 日程第 1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第 112 条の規定により、議長において、4 番、大里葉子議員並びに 5 番、渡辺訓雄議員を指名いたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（勝木嘉則君） 日程第 2、議会運営委員会の委員長報告をいたします。

議会運営委員会の委員長から、去る 8 月 8 日に開催されました議会運営委員会における本会議の運営等に関わる協議結果報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会小川晃司委員長、登壇願います。

○2 番（小川晃司君） 議長の許可をいただきましたので、去る 8 月 8 日に開催されました議会運営委員会における協議、結果等についてご報告をいたします。

令和 7 年定例会 8 月会議の議事日程等につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

会議に付議されている案件につきましては、町長からの提案として、補正予算が 1 件のほか、令和 6 年度各会計決算の認定、国民健康保険病院事業会計決算の認定、簡易水道事業会計決算の認定、公共下水道事業会計決算の認定の 4 件であります。

以上のことから、定例会 8 月会議の会期につきましては、1 日間としたところであります。

短期間ではありますが、円滑な議会運営に特段のご協力を賜りますことをお願い申し上げ、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（勝木嘉則君） 議会運営委員会の委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） 質疑なしと認めます。

よって、委員長報告は報告済みといたします。

◎諸般の報告

○議長（勝木嘉則君） 日程第 3、諸般の報告をいたします。

議会におけるその後の動向につきましては、配付文書により報告といたします。

次に、議員の派遣についてですが、昨日開催された議会広報研修会について、会議規則第

114 条第 1 項のただし書の規定に基づき、議会との関連性を議長において判断し、議員派遣を決定しましたので、お手元に配付のとおり議員派遣を行いましたことを報告いたします。

次に、本定例会 8 月会議における町長からの提出議案、その他の資料は、それぞれ配付のとおりであります。

次に、説明員及び委任職員は 6 名であります。

以上報告いたします。

◎議案第 41 号 令和 7 年度豊浦町一般会計補正予算（第 2 号）について

○議長（勝木嘉則君） これより、議案の審議に入ります。

日程第 4、議案第 41 号 令和 7 年度豊浦町一般会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石川総務課長。

○総務課長（石川壮輔君） 議案第 41 号 令和 7 年度豊浦町一般会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。

議案書 1 ページをご覧ください。

令和 7 年度豊浦町一般会計補正予算（第 2 号）は次に定めるところによるものです。

債務負担行為の補正として、第 1 条、債務負担行為の変更は、第 4 表、債務負担行為補正による。

議案書 2 ページをお開きください。

第 4 表の債務負担行為の補正について、役場庁舎電話設備更新事業において、債務負担行為限度額を 1,065 万 9,000 円から 18 万円増額し、1,083 万 9,000 円とするものです。

補正の理由としましては、北海道市町村備荒資金組合の防災資機材譲受事業を活用し、役場庁舎電話設備更新事業を実施しようとしたところ、予算編成当時の利率 0.4%から 1.1%に大幅に上昇していることが判明しましたため、当初の負担行為限度額を超えるということが判明したためでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（勝木嘉則君） 説明が終わりましたので質疑があれば許します。

渡辺議員。

○5 番（渡辺訓雄君） 債務負担行為の内容も前回の協議会でも説明は受けました。ただ、我々は聞く場があるので、立場としてもそういう内容は聞きますが、一般の人はほとんどが知らないわけです。間違いは間違いでいいだろうけれども、ただ、3 月に予算があって、それから、出納閉鎖時期までもあるわけだろうし、その利率、間違いは間違いとして、それはお互いに認め合うことも大事だと思うけれども、この会計処理だけではなく、この後も様々に出てきている面もあるので。町長もワンチームなど、それからいろいろな削減など脇を締めて取り組んでいきたいと、平たく言うと。そういうことで、中身について私は分かりました。

それで、もうちょっと、いつ分かったことなのか。それと、その辺、脇を締めるために、町長からもなるべくこういうことはないようにと、どのように認識しているのか、その思いだけお聞きしましょう。

○議長（勝木嘉則君） 石川総務課長。

○総務課長（石川壮輔君） まず、この利率の問題について、いつ分かったのかというご質問でございます。こちらにつきましては、今年度の 6 月議会、こちらの時点で財産取得の議案と

して上程させていただきました。そこでは承認いただきまして、それをもって北海道市町村備荒資金組合と契約ということで手続を進めていたのですが、その段階で備荒資金組合のほうから、利率の変更によって債務負担行為の限度額を超えていると、このままでは契約ができないのではというご指摘を受けました。その時点で、我々としては初めて利率が変わっていた、足りなくなっているというところに気づいたということでございます。

本来であれば、3月の末に、備荒資金組合のホームページ上で利率、今年度の利率はこれですということが示されているということですので、その時点で把握はできたわけですし、そうならば6月の財産取得の議案と同時に債務負担行為限度額の補正、今回上げさせてもらっているものも同時にお出しするというところが本来であったというふうに思っております、その確認不足というところは反省を非常にしているところでございます。

○議長（勝木嘉則君） 杉谷町長。

○町長（杉谷佳昭君） 今、総務課長のほうから、この備荒資金の部分につきましてはそういうことで、本来であれば、確認すればこういうような形では提案しなくてもよかったのではないかと考えてございます。職員もそういうことがないようにということで確認しながらやっておりますけれども、ちょっとした見落としというか、そういうところもあったということで、決算についてもちょっと何点か、そういう部分で、過去の部分から遡って修正したという経緯もございます。本来であれば、あってはならないようなことですが、そういう部分で、今回新たに判明した部分について訂正させていただいております。

今後につきましては、こういうことがないように専門のアドバイザー的な部分ということも次年度に向けて考えていきたいと思っておりますので、今回につきましては、そういう形で申し訳ないというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（勝木嘉則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺訓雄君） 十分な回答でいいですが、前段にも言ったようにワンチーム、それから様々な豊浦のまちづくりのためにやるということではありますが、ちらっと見受けられるのは、適材適所ではないのではと、言いにくい言葉ではありますが、そのよう思ってお尋ねした次第でした。

それから、今、総務課長の説明で限度額を超えていたと、その債務負担状況の中身をお尋ね申し上げたいことと、一問一答制で分かるけれども連動するので、この庁舎内の更新の関係、もう完了したのか、いつ頃するのか進捗状況も含めてお尋ね申し上げたい。

○議長（勝木嘉則君） 石川総務課長。

○総務課長（石川壮輔君） こちらの役場庁舎電話設備更新事業でございますけれども、今限度額を超えているというところですので、当然、契約ができていない状況でございます。

本日、この限度額の増額について補正の承認をいただけるのであれば、早急に契約を行って事業を進めるというような流れとなっております、今は契約もしていない、事業が進んでいないという状況でございます。

○議長（勝木嘉則君） そのほかございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なしと認めて終結いたします。

お諮りいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(勝木嘉則君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

◎議案第 42 号 令和 6 年度豊浦町各会計決算の認定について

◎議案第 43 号 令和 6 年度豊浦町国民健康保険病院事業会計決算の認定について

◎議案第 44 号 令和 6 年度豊浦町簡易水道事業会計決算の認定について

◎議案第 45 号 令和 6 年度豊浦町公共下水道事業会計決算の認定について

○議長(勝木嘉則君) 日程第 5、議案の一括上程を議題といたします。

お諮りいたします。

議案第 42 号 令和 6 年度豊浦町各会計決算の認定について、議案第 43 号 令和 6 年度豊浦町国民健康保険病院事業会計決算の認定について、議案第 44 号 令和 6 年度豊浦町簡易水道事業会計決算の認定について、議案第 45 号 令和 6 年度豊浦町公共下水道事業会計決算の認定については、会議規則第 34 条の規定に基づき、一括上程とし、審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(勝木嘉則君) 異議なしと認めます。

よって、議案第 42 号 令和 6 年度豊浦町各会計決算の認定についてから、議案第 45 号 令和 6 年度豊浦町公共下水道事業会計決算の認定についてまでの 4 議案については、一括上程とすることに決しました。

ここでお諮りいたします。

議案第 42 号 令和 6 年度豊浦町各会計決算の認定についてから議案第 45 号 令和 6 年度豊浦町公共下水道事業会計決算の認定についてまでの 4 議案については、会議規則第 36 条第 2 項の規定に基づき説明を省略するとともに、議長を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の審議とすることにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(勝木嘉則君) 異議なしと認めます。

よって、議案第 42 号 令和 6 年度豊浦町各会計決算の認定についてから、議案第 45 号 令和 6 年度豊浦町公共下水道事業会計決算の認定についてまでの 4 議案については、説明を省略するとともに、議長を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の審査とすることに決しました。

ただいま、委員会条例第 4 条特別委員会の設置の規定に基づき、決算審査特別委員会が設置されましたので、委員会条例第 7 条 1 項委員長等の互選の規定により、議長は本席より、決算審査特別委員会を来る 8 月 25 日月曜日、26 日火曜日の両日、午前中 10 時に議事堂へ招集することを口頭で告知いたします。

よって、当日は委員会条例第 7 条第 2 項の規定に基づき、出席中の年長委員によって、委員長互選の職務を行うことをお願いいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

◎散会宣告

○議長（勝木嘉則君） 本日はこれをもって散会といたします。
お疲れさまでした。

午後 1 時47分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年8月20日

議 長

署名議員

署名議員